

第1回及び第2回検討会における論点整理

サプライチェーン排出量の算定フロー及び各段階における論点

- 事業者が実際にサプライチェーンの排出量を算定する際には、以下のようなフローで算定を行うことを想定する。このフローにおける各段階での論点を以下に示す。

1. カテゴリーの中から算定対象とするカテゴリーを抽出する

- 
- 【論点①】 サプライチェーン排出量のカテゴリーについて
 - 【論点②】 サプライチェーン排出量のカバー率について
 - 【論点③】 算定対象ガス
 - 【論点④】 地理的範囲について

2. 1. で算定対象としたカテゴリー内でのスクリーニングを行う

- 
- 【論点⑤】 カテゴリー内のカバー率について

3. データを収集し算定を行う

- 【論点⑥】 データの把握方法について
- 【論点⑦】 時間的範囲(排出量の計上年)について
- 【論点⑧】 リサイクル等の扱い
- 【論点⑨】 算定対象とする活動の範囲

各段階における論点【論点①】

【論点①】 サプライチェーン排出量の 카테고리について

- 事業者がサプライチェーン全体の排出量を算定する場合、自社の工場・事業所等における排出量を中心に、その上流及び下流における排出量の算定対象カテゴリーを定義することが必要。
- 算定対象カテゴリーとしては、GHGプロトコルで現在作成中の「Scope3 Accounting and Reporting Standard」の議論をもとに設定することとするが、我が国においては、既に算定・報告・公表制度において、事業者が排出量を算定しているため、その枠組みを活用することとする。また、カテゴリーの設定に当たっては、サプライチェーンでの排出削減ポテンシャルのある項目についても勘案する。
- 以上より、本検討におけるカテゴリーとしては、「スライド4」に掲げるものを検討対象として提示したいが、対象カテゴリーの設定はこれでよいか。なお、GHGプロトコルにおける「投資」のカテゴリーについては、算定方法が明確に示されておらず、算定が困難であると考えられるため、今後のGHGプロトコルでの議論を見守る形としたい。
- 現行制度の課題点をカバーし、サプライチェーンにおける排出量の算定を行うための算定対象カテゴリー案を示す。
- なお、ここでの「上流」、「下流」の概念は以下のとおり。
 - ・上流: 購入した製品やサービスに関する活動 (※購入先以前に行われた活動)
 - ・下流: 売却した製品やサービスに関する活動 (※売却先以降に行われる活動)

全体検討会での意見

- 最終的に国際的に決まるプロトコルと、日本の仕組みとに互換性がある形が望ましい。
- 必ずしも海外と日本の仕組みが同じでなければならないというわけではないのではないか。積極的に日本が進んだ考え方を取り入れることで、国際競争力が増す可能性もある。

各段階における論点【論点①】

【算定対象カテゴリー案】

※網掛けは算定・報告・公表制度での対象範囲

区分	算定対象カテゴリー案	活動	算定制度での算定者
上流	1 原材料の製造等	原材料の調達・製造及び発生する廃棄物の処理、データセンターや外注サービス、製造委託などの外注先の活動	原材料、サービスの調達先 外注先の活動は外注先
	2 原材料の輸送	製品、原材料、燃料などの物流、貯蔵	輸送事業者 荷主（原材料メーカー）
	3 電気・熱の製造過程での燃料調達	消費した電力、蒸気、温熱、冷熱の生成時に消費する燃料の抽出、精製、輸送	輸送事業者（採掘等は国外が多いためバウンダリー外の可能性大）
	4 施設及び設備の建設・製造	所有又はリースする施設及び設備の建設・製造	設備等の製造等を行う事業者
	5 自社の事業活動からの廃棄物処理（自社処理を除く）	区分6において発生する廃棄物の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主
自社	6 事業所としての排出（自社の貨物車も含む）	—	現行制度の対象 （事業者・フランチャイズチェーン単位で算定）
	7 事業者連結ベースでの排出	グループ企業における事業所としての排出	（算定範囲の拡大）
	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動（営業車等）、出張	営業活動用の自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
	9 雇用者の通勤	雇用者の出退社時の移動	自家用車は算定対象外 公共交通機関の場合は輸送事業者
下流	10 顧客の移動	顧客の店舗への移動	無し
	11 製品の流通（リース資産等を含む）	製品等の輸送、貯蔵、小売	輸送事業者 荷主（製品メーカー）
	12 製品・リース資産の使用	製品・リース資産の使用・維持管理	使用者
	13 製品・リース資産の廃棄	製品・リース資産の廃棄時の輸送、処理	廃棄物処理業者、荷主（廃棄物の排出者）

各段階における論点【論点①】

■ 各算定対象カテゴリーのGHGプロトコル等におけるScope3のカテゴリーとの対応関係を示す。

【各算定対象カテゴリーの活動内容】

GHGプロトコル等におけるカテゴリー		本検討会で検討するサプライチェーンの算定範囲	
上流	1	購入した商品・サービス—直接供給者(Tier1)の排出	1 原材料の製造等
	2	購入した商品・サービス—cradle-to-gate	1 原材料の製造等
	3	Scope2に含まれないエネルギー起源CO ₂	3 電気・熱の製造過程での燃料調達
	4	資本設備	4 施設及び設備の建設・製造(リースを含む)
	5	輸送、配送(入荷)	2 原材料の輸送
	6	出張	8 営業活動・出張
	7	事業から出る廃棄物	5 自社の事業活動からの廃棄物処理
	8	フランチャイズ	6 事業所としての排出
	9	リース資産	4 施設及び設備の建設・製造
	10	投資	— (*1)
下流	11	フランチャイズ	6 事業所としての排出
	12	リース資産	12 製品・リース資産の使用
	13	輸送、配送(出荷)	11 製品の流通
	14	販売した製品の使用	12 製品・リース資産の使用
	15	販売した製品の廃棄	13 製品・リース資産の廃棄
その他	16	雇用者の通勤	9 雇用者の通勤
GHGプロトコルのScope1に相当		7 事業者連結ベースでの排出	
フランスのBILAN CARBONE*2における算定対象		10 顧客の移動	

*1 投資についてはGHGプロトコルにおける議論を見守ることとする。

*2 BILAN CARBONE:フランスの環境・エネルギー管理庁(ADEME)が公表している、企業の温室効果ガスの排出量を算定するためのガイドライン

各段階における論点【論点②】

【論点②】 サプライチェーン排出量のカバー率について

- サプライチェーン排出量の算定を行う際に、全てのカテゴリについてのデータを収集し100%の算定を行うことは困難である。一方、算定したサプライチェーン排出量の信頼性と削減努力の公平な評価を確保するため、ある程度のカバー率が必要。このため、全体を簡易に算定し、カバー率の閾値(例えば事業所及び事業者連結ベースでの排出を除く80%)を設定して、対象カテゴリの選定を行うなどの方法を検討してはどうか。

<カバー率の例>

以下、(ア)及び(イ)を満たすものを算定。

- (ア) 上流: 自らが供給する製品の原材料について、品目区分ごとの産業連関表に基づく原単位で簡易に推計し、その比率が大きいもの(上位80%など)の原材料について算定対象とする。
- (イ) 下流: 自らが供給する製品のうち売上高比率が最も高い製品に関する排出量を算定し、全製品の排出量を推計する。

全体検討会での意見

- 算定対象をサプライチェーン全体とするか、各事業者が直接取引を行う相手のみとするのかでカバー率は変わってくる。
- 自社が直接取引している部分については100%把握すべきであるし、オスロでの会議では企業からも100%把握できるという声があった。
- 分科会の検討によっては対象外とするカテゴリが出てくる可能性もあり、その結果によっては、カバー率100%としながらも、算定が不要な部分が出てくる。論点②でカバー率を議論しても意味がないのではないか。
- 算定・報告・公表制度で報告が義務付けられている事業者からのデータは入手すべきとしても良いのではないか。
- 算定・報告・公表制度で総量として把握していても、それを製品ごとに配分できるかという問題はある。また、この配分を本当に一つ一つの製品ごとに行うのか、推計で良いのかといった課題にも留意が必要である。

全体検討会での方向性

- 基本的には全てを把握し、結果的に100%にならなくても仕方がないという整理とする。

各段階における論点【論点③,④】

【論定③】 算定対象ガス

- 算定の対象とするガスをどのように考えるか。

(①6ガス(CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆)全て、②エネ起CO₂のみ、③CO₂のみ、等)

➡ 全体検討会での意見

- 原則としては6ガス全てを対象とすべき。
- カーボンフットプリントの世界では6ガスだけでなく全てのGHGを対象とするという議論がある(国内制度では6ガス)。こうした世界の流れを認識しつつも、ここでは6ガスとすることでよいのではないか。

➡ 全体検討会での方向性

- 今後の動向としては6ガス以外が含まれることも可能性としてはあるが、全体検討会での議論としては6ガスとすることで合意。

【論点④】 地理的範囲について

- 算定・報告・公表制度の報告範囲は国内に限定されているが、海外も含めた算定を行うかどうか。

➡ 全体検討会での意見

- バウンダリに関する検討は他の論点よりも先に検討する必要がある。
- 事業者が海外での削減努力をアピールしたいのであれば、上流、下流を問わず海外も対象として含めて良いというように、柔軟なバウンダリ設定を行えるようにすべき。
- 算定の負担だけが増えるような仕組みとすべきではない。
- Scope3については取引先が算定対象になるため、取引しているのであれば、海外も当然把握することが必要である。取引先にデータを要求していくべき。

➡ 全体検討会での方向性

- 原則として、海外も含めた算定を行うこととし、分科会においてセクターごとに検討すべき。

各段階における論点【論点⑤,⑥】

【論点⑤】 カテゴリー内のカバー率について

- ②で算定対象としたカテゴリーについても、カテゴリー内の全ての排出を算定することが困難な場合もある。そのため、一つのカテゴリー内においてもカバー率の閾値を設定してはどうか。

＜カテゴリー内のカバー率の例＞

- 例1 上流の場合：報告を行う値として、産業連関表に基づく推計値を認めるのであれば100%の算定が可能である。
- 例2 下流の場合：自らが供給する製品のうち売上高比率が高いもの（上位80%など）について算定対象とする。

➡ 全体検討会での意見

- ここでのカバー率が全体としてのカバー率を決定するため、論点②においてカバー率の議論をしても意味がないのではないか。
- 論点⑥のデータの把握方法と密接に関わる議論である。

【論点⑥】 データの把握方法について

- 原則として一次データ（例：サプライヤーからの自社分排出量）を取得することとするが、それが得られない場合にはどうするか。

（①算定対象外とする、②二次データ（例：一般的なGHG排出原単位）による算定も可とする、等）

➡ 全体検討会での意見

- バウンダリを海外まで拡張した場合、一般的な原単位が国によって入手できない可能性もある。
- 1次データ、2次データに加えて、さらに推計的なデータを使ってギャップを埋めることで、より100%に近づけていくことも検討してもらいたい。
- 算定・報告・公表制度で報告が義務付けられている事業者からのデータは入手すべきとしても良いのではないか。
- 算定・報告・公表制度で総量として把握していても、製品ごとに配分できるかという問題はある。この配分を本当に一つ一つの製品ごとに行うのか、推計で良いのかといった課題にも留意が必要である。

各段階における論点【論点⑦,⑧】

【論点⑦】 時間的範囲(排出量の計上年)について

- 施設の建設段階や販売された製品の使用段階を算定する場合、排出量の計上方法をどうするか。
 - ①その年に実際に排出された量を算定するのを原則とする、
 - ②排出につながる行為(例:施設の建設、製品の販売)が生じた年に関連する排出を全て算定することを原則とする、等

➡ 全体検討会での意見

- 製品の将来的な使用に伴う排出も含めることとし、製造又は販売した年において算定すればよいのではないか。
- いつ算入するかについての議論はあるが、製品の将来的な使用に伴う排出も含め全てを算入すべきということには合意。
- 資本設備をM&Aで取得したような場合に、どうかウントするのか、耐用年数が30年、40年もあるようなものを取得したときどうするのかといった議論もある。
- 製品の将来的な使用に伴う排出に対して、割引率を設定するかという議論もある。

➡ 全体検討会での方向性

- 製品の将来的な使用に伴う排出も算定することとして、どのように算定するかは分科会において慎重に議論してもらいたい。できれば複数の方法で算定し、どう考えるべきかを検討することとしたい。

【論点⑧】 リサイクル等の扱い

- 廃棄物等をリサイクルしたものを原材料等として用いた製品、廃棄物等の全部又は一部をリユースした製品等(リサイクル・リユース製品)に係る排出を算定対象とする場合、どの段階までを廃棄物の排出者等の排出量として算定し、どの段階からをリサイクル・リユース製品を製造等する者の排出量として算定するか。
- 基本的には、廃棄物等を一定の素材に選別して原材料としてのリサイクル又は製品・部品としてのリユースが可能となるまでを排出者側の排出量として算定し、それ以降を製造者側で算定することとしてよいか。

➡ 全体検討会での意見

- 技術的な課題もあり、引き続き議論すべきテーマである。

各段階における論点【論点⑨】

【論点⑨】 算定対象とする活動の範囲

- 原材料の調達先における間接部門(例:事務部門、品質管理部門)の排出量や雇用者の通勤等の排出をどのように扱うか。

(原材料調達先における原材料の製造等としての排出量からは原則として除外、等)

➡ 全体検討会での意見

- 任意の報告であるとするれば、各事業者が削減を行った部分は積極的に算定されるため、算定の方法論のみを検討しておき、どこまで網羅すべきであると示す必要はないのではないか。
- 原則として、全ての活動を含めるべきであるが、分科会において詳細に検討すべき。
- キャッシュフローから考えた場合、給与の貰い手の活動による排出量の削減をどう考えるのか。従業員の家庭等での活動に伴う排出を含めても良いのではないか。ただし、海外との整合という点からは整合はとれない点には留意が必要である。
- 従業員に対して、省エネ製品の購入促進などを行った場合に、削減努力として認めることも考えられる。このような活動について、自主行動計画では報告されているケースもある。
- 従業員の活動をサプライチェーン排出量としてみるかどうかの問題である。どちらかという、事業者の生産活動に重きを置くべきではないか。

サプライチェーン排出量に関する個別論点(上流)

1 原材料の製造等

(算定対象範囲)

- Tier1(一次下請)のみを算定するか、Tier2以降も含めて算定するか。
- Tier1についても、実質的にCO₂を排出している場合もあれば、商社等でCO₂の排出にはあまり関与していない場合があり、それらの違いも考慮してデータ収集方法を定めるべきか。
- 算定対象とする下請事業者の排出量の範囲をどこまでとするか。間接部門の排出量や、廃棄物処理・雇用者の通勤等のScope3排出量も含めるか。
- 水(上水道・工業用水道)の使用について、算定対象とするか。算定対象とする場合、どのカテゴリーが適切か(1,6)。
- 原材料の範囲をどのように定義するか。製造委託(自社で行う活動の一部のアウトソーシング)や外部サービスの利用(データセンターでの排出等)もこのカテゴリーに含めるか。

(算定方法)

- データが取得できない場合は、サプライヤーの総売上高に製品が占める割合をもとに、製品の製造に係る原単位を設定し、それを用いて算定してよいか。
- 水の使用を算定対象とする場合、算定方法として、水道局のCO₂排出量から、配水量／総配水量などで按分して排出係数を設定し、算定するか。

サプライチェーン排出量に関する個別論点(上流)

2 原材料の輸送

(算定対象範囲)

- 所有権範囲外については、現状では把握していないことが多いと思われるが、算定対象とするか。
- 倉庫(特に冷凍庫での貯蔵)やターミナルにおける排出量は算定対象範囲に含めるか。

(算定方法)

- 所有権範囲外について、算定対象とする場合、トンキロ法等に基づき、みなしで算定することとしてよいか。
- 海外からの輸送の場合、一律の排出原単位を決めたものを用いることとしてはどうか。

例: 英国DEFRA(2008)「Code of best practice for carbon offset providers: Methodology paper for new transport emission factors」では、貨物輸送のCO₂排出原単位を輸送機関の種類別(自動車であれば計上やサイズ、積載率区分別、航空機であれば輸送距離帯別)に示している。

- 共同配送や混載の場合の算定方法をどうするか。

(省エネ法等での荷主としての排出量算定に際しては、次のように考え方が整理されている。)

表 CO₂排出量の荷主別按分方法

標準手法(目標)	輸送区間別の貨物重量(トン)で按分する方法(目標となる推奨方法)	貨物の組み合わせにより輸送区間を細分化する。輸送区間毎に、CO ₂ 排出量を各輸送機関の貨物重量(トン)で按分し、輸送した地点間全体で合計する。
標準手法(当面)	輸送量(トンキロ)で按分する方法	CO ₂ 排出量を輸送量(トンキロ)で按分する。
代替手法A	貨物重量(トン)で按分する方法	CO ₂ 排出量を出荷量等の貨物重量(トン)で按分する。配送や固定区間輸送での利用が想定される。
代替手法B	輸送料金で按分する方法(他にとりうる手法がない場合の簡易手法)	CO ₂ 排出量を輸送料金で按分する。

注1: 区間別に按分する場合、トン按分とトンキロ按分は等しい。 注2: 積載量が容積で決まる場合には、トンの代わりに容積を用いることが考えられる。

注3: 着荷主でトンの把握が難しい場合には、ケース数、個数、輸送距離での按分も考えられる。

(出典) 経済産業省・国土交通省『ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法 共同ガイドラインVer. 3.0』

全体検討会での意見

- 原材料の輸送については、国土交通省の国土交通政策研究所において、省エネ法上の特定荷主のバウンダリの拡張に関して、海外への物流や企業連結ベースでの算定に対するガイドラインが示され、実証的な研究もあると聞いている。このような検討結果もフィードバックしてはどうか。
- 海外からの輸送について、輸送事業者からデータ提供が受けられるのならば、1次データを使う方が好ましい。論点⑥に示されているように、原則としては1次データを使用し、取得できない場合に2次データを使うという表現の方が適切ではないか。

サプライチェーン排出量に関する個別論点(上流)

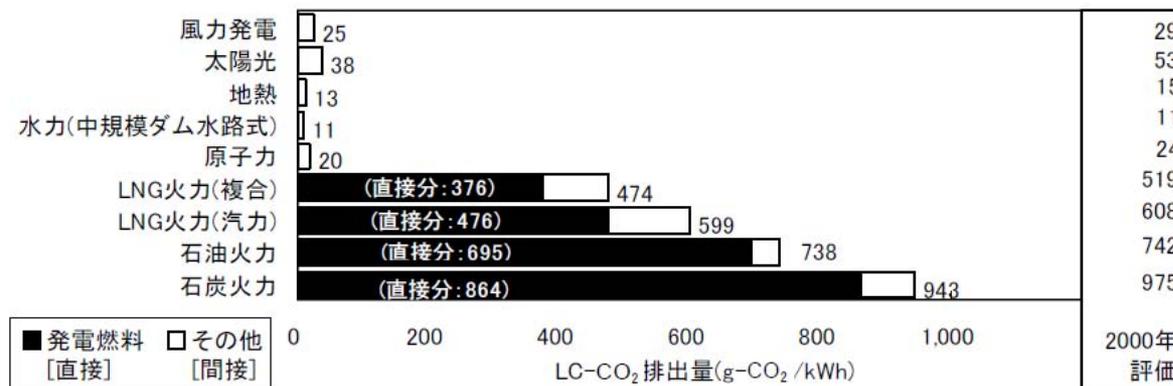
3 電気・熱の製造過程での燃料調達

(算定方法)

○電気の製造過程での排出係数は電気事業者個別の燃料構成等に応じた係数としているが、燃料調達に伴う燃焼時以外の排出量については、既存のデータを活用し※、全国一律の燃料調達に係る排出係数を用いることができることとしてはどうか。

※例えば、カーボンフットプリント試行事業で採用している燃料種類ごとの原単位(燃料の採掘から燃焼までを含む)のうち、燃料の燃焼時を除く数値を作成して係数とする。

※また、以下の電中研レポートを参考に、一定の仮定を置くことで燃料調達時の排出量を算定できる可能性がある。ただし、以下の間接排出には、燃料の生産・輸送・発電・廃棄物処理に必要な施設の建設時の排出量まで含まれている。間接排出のバウンダリは、「カテゴリ4」と合わせた検討が必要である。



注) 原子力は、使用済燃料再処理、プルスーマル利用、高レベル放射性廃棄物処分等を含めて算出。

図 2009時点で得られたデータに基づく電源別平均LC-CO2排出量
(出典: 日本の発電技術のライフサイクルCO2排出量評価(平成22年7月、電力中央研究所))

全体検討会での意見

- 電力の購入先を選択できない状況も考えられ、グリーン調達ができない可能性もある。また原単位の変化により、削減努力が無駄になることも考えられるため、電力以外の削減に対する何らかのインセンティブが付与できる仕組みが望ましい。
- 電力調達先の選択の自由度が全くないわけではなく、現在の算定・報告・公表制度においては、電力調達先の変更に伴う削減を反映できる仕組みになっている。

サプライチェーン排出量に関する個別論点(上流)

4 施設・設備の建設・製造

(算定対象範囲)

○施設・設備の製造時の排出についても算定対象とするか、建設時の排出のみとするか。

(算定方法)

○施設・整備の製造事業者の排出量情報をもとに推計することによいか。二次的な原単位を用意し、算定できるようにするか。

➡ 全体検討会での意見

■ 建設現場でのエネルギー消費よりも素材生産でのエネルギー消費の方が圧倒的に大きいため、建設時の排出量のみを算定対象とすることは合理的ではないのではないか。

5 自社の事業活動からの廃棄物処理(自社処理を除く)

(算定範囲)

○原材料製造時の廃棄物処理は1に含まれると考えてよいか。

○自社から排出される廃水の処理も含めるか。

○上流の企業からの廃棄物処理は含めなくてもよいか。

(算定方法)

○以下のいずれかの手法で算定するという考え方でよいか。

- ・廃棄物処理業者の排出量を按分
- ・廃棄物の種類(一般廃棄物・産業廃棄物等)と処理方法(焼却・埋立等)ごとに算定方法を用意して算定

サプライチェーン排出量に関する個別論点(自社)

6 事業所としての排出

○基本的にScope1,2の排出とするか。

7 事業者連結ベースでの排出

(算定対象範囲)

○連結決算対象範囲で算定することによいか。

○業種の異なる子会社等が含まれる場合、そのサプライチェーンまでは含めないこととしてよいか。

全体検討会での意見

- 算定対象範囲を決定する際の基準として、出資比率基準、支配力基準のどちらに基づくかについては、ある程度原則がある方が事業者にとっては理解しやすいのではないか。
- CDPの結果では、日本では財務的な基準を用いていると回答される事業者が多いが、業種や業態によって異なるのが現状である。選択の余地についても検討していく必要がある。

全体検討会での方向性

- 共通の判断基準を適用するのか、業種によって差異があるため、複数の考え方から選択するのか、さらに検討が必要である。ただし、公平性の観点から同じ業種内では1つの基準を用いることとすべきである。

8 営業活動・出張

(算定対象範囲)

○自社の従業員の活動のみを対象とし、フランチャイズチェーンや連結事業者の従業員を除くこととしてよいか。

(算定方法)

○公共交通機関利用の場合には排出量を0(ゼロ)とみなしてはどうか。

○交通費支給額を根拠に算定することとしてどうか。

全体検討会での意見

- 公共交通機関利用の排出量については、東京都心部では0としても良いかもしれないが、自動車の利用が最も排出量が少ないという地域も存在する。サプライチェーンを通じた削減機会を、先入観で決めるのではなく、どこに削減の余地があるかを確かめながら進めていくことが重要である。

サプライチェーン排出量に関する個別論点(自社)

9 雇用者の通勤

(算定対象範囲)

○自社の従業員の活動のみを対象とし、フランチャイズチェーンや連結事業者の従業員を除くこととしてよいか。

(算定方法)

○公共交通機関利用の場合には排出量を0(ゼロ)とみなしてはどうか。

○交通費支給額を根拠に算定することとしてはどうか。

➡ 全体検討会での意見

- サプライチェーンの排出量を把握するという観点からは、通勤や顧客の移動については含める必要はないと考えている。
- 世界的な流れを考慮しても通勤は含めるべきであり、また、日本は事業者が従業員の通勤費を支給しているため、把握しやすいのではないか。
- 事業者にとって削減対策として取り組みやすい部分でもあるため、外さないほうが良いと考えられる。

10 顧客の移動

(算定対象範囲)

○一定規模以上の施設(例:床面積2,000m²以上)を算定対象としてはどうか。

(算定方法)

○公共交通機関利用の場合には排出量を0(ゼロ)とみなしてはどうか。

○商圈の設定範囲を顧客の移動範囲とし、駐車場の利用台数(実績)及び顧客の分布(サンプル調査)から算出することとしてはどうか。

○ショッピングモールのように一箇所に複数事業者の店舗が並立する場合は、オーナーが一括で算定するか、企業数で按分するか。

サプライチェーン排出量に関する個別論点（下流）

11 製品等の流通

（算定対象範囲）

○製品等の流通のうち、製品の販売時の排出量（例：販売時の食品の冷蔵に伴う排出等）については、現段階では信頼性のある算定方法がないため対象外としてはどうか。

※現状で得られるのは、売上高あたりのCO₂排出原単位となるが、販売価格が高いと排出量が多くなり、排出実態に合わないため不適切であり、カーボンフットプリント試行事業でも算定対象から暫定的に除外されている。

（算定方法）

○物流については、特定荷主の対象外の範囲についても特定荷主の算定方法を採用することとしてはどうか。

全体検討会での意見

- 算定対象がメーカー中心の流れを想定した表現になっており、確かにメーカーとしては把握しにくい部分ではあるが、販売事業者にとっては販売時の排出量の削減はメインターゲットである。
- 販売時の排出量については、現状取得できるデータとして製品別のデータがないために算定対象から除外するという考え方もあるが、事業者に負担がかかることは理解した上で、こうしたデータの取得を進める機会にもなるのではないかと。最初から対象外とする必要はないのではないかと。

13 製品・資産の廃棄

（算定対象範囲）

○個別リサイクル法等事業者側の責任が明確に位置づけられる範囲だけ算定することも認めるべきか。

（算定方法）

○製品ごとに廃棄シナリオを定めて算定することとしてよいか。

サプライチェーン排出量に関する個別論点

12 製品・資産の使用

(算定対象範囲)

- サービスの提供による使用者の排出量の算定範囲を何処までとするか。可能であれば使用者のScope3排出量の一部も含めてはどうか。
- 直接的に電気・燃料・熱を使用する(エネルギー起CO₂を排出する)製品を算定対象とすることによいか。また、以下の項目については、どのように考えるか。
 - ・間接的にエネルギー起CO₂を排出する製品(衣類(洗濯)、食品(冷蔵保存)、フライパン(加熱)、旅券発行(旅行))
 - ・直接・間接的に5.5ガスを排出する製品(冷蔵庫、肥料)
 - ・使用段階でGHGを排出しない製品(家具)
- エネルギーを創り出す製品の使用を算定対象とするか。

(算定方法)

- 使用実態をモニタリングすることを目標として置きつつ、それが難しい場合にはJIS規格等に基づき標準的な使用シナリオを設定し算定することとしてはどうか。
 - 例 テレビ:「JIS C9921-5 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る)の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件」に基づいてテレビの1年間の標準使用時間を1642.5時間/年(4.5時間/日×365日)として使用時の排出量を算定する。
- 海外での使用をどのように算定するか(排出係数がない場合等)

全体検討会での意見

- 製品使用時の削減量については、最終製品製造者、中間製品製造者などそれぞれの事業者の努力があるので、ダブルカウントを気にせずに評価することとしたい。
- 海外での使用について、製造した製品の内、輸出した製品に係る排出量のみを引くことは手間がかかるため、始めから輸出分も含めるといった考え方でよいのではないか。
- 製品の使用段階での削減量という中に、素材加工時での削減への貢献も含めるべきではないか。
- 削減分を主張するというのであれば、リバウンドについても算定するべきではないか。
- モニタリングについてある程度明確化する必要がある。合理的かつ社会的に合意されたものでなければ、削減努力を主張しても社会的に認めてもらえないのではないか。
- ある程度の推計が必要であると考えているが、結果が適正かどうかは事後に確認する必要があると考えられる。具体例を基に分科会において検討してほしい。